日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 05. 28

No.14-041

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

機長組合 NEWS に OB 乗員有志の会の取り組みが紹介されました

（全文掲載します）

Japan Airlines Captain Association
機長組合NEWS

2014. 05.20
No.28-150
日本航空機長組合

TEL 03-5756-3909(HND)
FAX NONE
JCAWebSite
http://www.jalcrew.jp/jca
mail jalcapass1986@jalcrew.jp

日本航空 OB 乗員有志の会から既に 630 万円を超えるカンパが原告団へ！

シリーズ“解雇の実態”⑪

皆さんは、日本航空の OB 乗員の方々（元 JAL の運航乗務員 200 名超

えるメンバーで構成）が、破綻に伴う整理解雇直後から、解雇撤回に向けての地道な「物心両面の」支援活動を行っていることはご存知でしょうか。

当該有志の会 HomePage（http://jalfltcrewob.web.fc2.com/）QR コード→によれば、すでに 630 万円（2014 年 4 月 28 日現在 7,078，000 円が集まり）のカンパが原告団に贈られています。多くの OB 乗員方々の主な収入源が年金であることは言うまでもありません。この OB 乗員の方々の支援は、金銭的な支援のみならず、裁判傍聴や署名活動等多岐に亘っています。

この OB 乗員有志の会には、定年退職者だけではなく、破たん時に早期退職や希望退職された先輩乗員の方々も多数参加されています。また、その顔触れも組合経験者だけではなく、会社の元部長職の方々も含まれています。OB 乗員有志の会の活動については、Home Page をご覧になってください。そこには先輩たちが年代を超えて、それぞれの立場を超えて、正面から整理解雇の支援を行い続けている姿があります。その方々が、整理解雇された人たちへの支援を継続して行っているこの事実を、日本航空の現役乗員である私たちはどのように受け止めるべきなのでしょうか。

機長組合執行委員には、交渉等により Line の乗員と同じようなフライトができないことから、組合規約に基づき毎月役員行動費（6 万円から 72500 円）が支払われています。2011 年 8 月 1 日以降、執行委員の有志が、その役員行動費の一部を毎月カンパ口座に積み立て、昨年の 10 月には 1800 人以上を集めて行われた 10.25 集会にそのカンパ口座から 150 万円のカンパを行いました。

客乗裁判判決　2014 年 6 月 03 日　１５：００　101 号法廷

（注）客乗裁判は、裁判所の都合により急遽、判決日が 6 月 3 日に変更されました。

乗員裁判判決　2014 年 6 月 05 日　１３：３０　101 号法廷

今後も

ご支援・取り組み参加

宜しくお願い致します

今後の日程

6月 3日（火）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

15 時より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

8 月 28日（木）

不当労働行為裁判　判決

東京地裁527 号法廷

14 時より